

電気通信事業法及びNTT法の 一部を改正する法律について

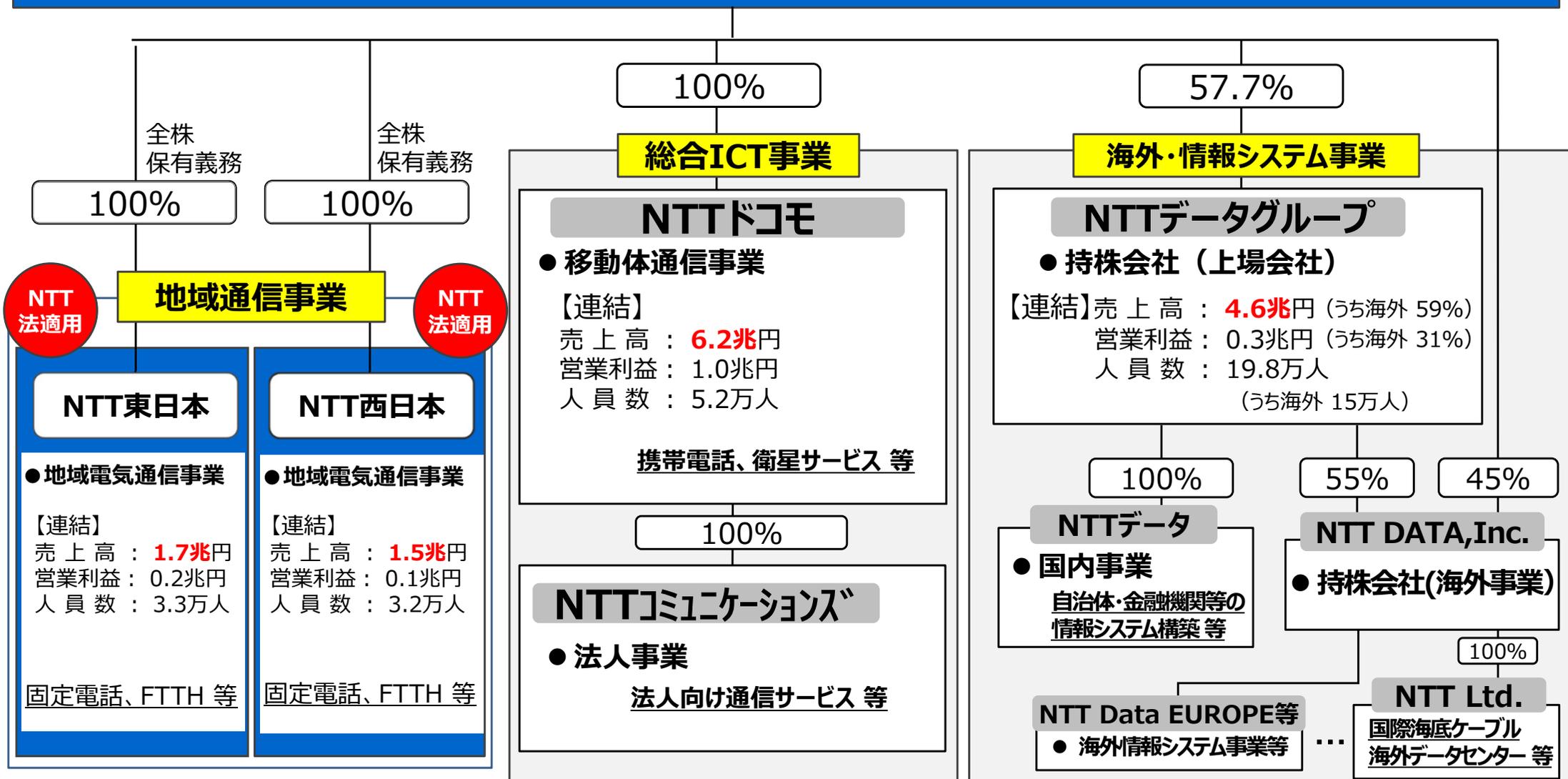
2025年6月12日

総合通信基盤局 電気通信事業部
事業政策課長 飯村 博之

NTT持株（上場会社）

【株式政府保有比率】 33.33 % (2025年3月末現在)

【連結】 売上高： **13.7兆円** 営業利益： 1.6兆円 人員数： 34.1万人 (うち約15万人が外国人)



(参考) NTTグループの変遷

1985.4
(電電公社民営化)



1988.7
(NTTデータ分離)



1992.7
(NTTドコモ分離)



1997.9
(NTTコムウェア分離)

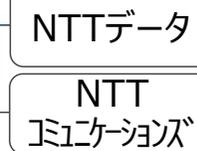


1999.7
(NTT再編)



2018.11

(グローバル持株会社NTT,Inc.の設立)



2020.12

持株によるドコモ完全子会社化

2022.1

(NTTドコモによるコミュニケーションズ・コムウェア子会社化)



2023.7

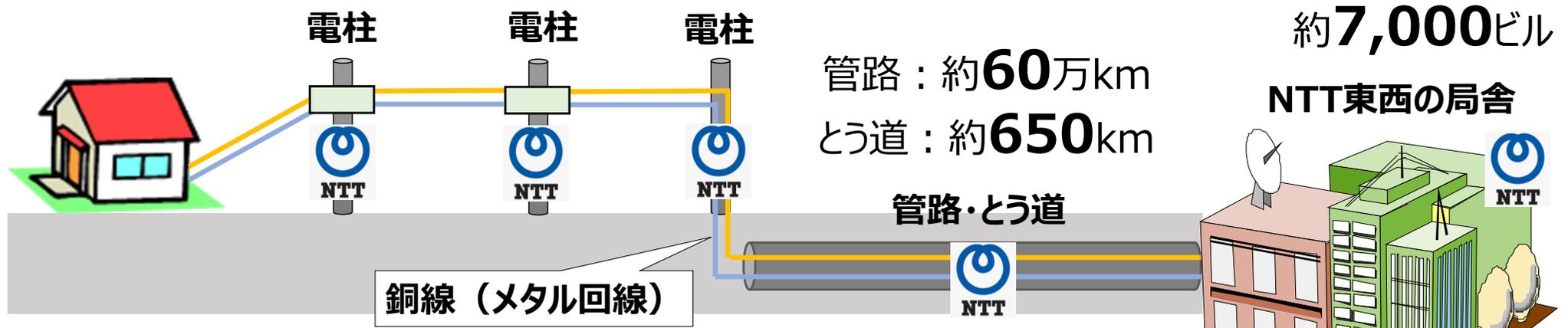
(NTTデータの海外事業等の再編)



- NTTが電電公社から承継した**全国津々浦々の線路敷設基盤**（電柱、管路・とう道等）や**その上に設置された通信回線**（光ファイバや銅線（メタル回線））は、**固定通信・移動通信サービスの双方**において**重要な公共的役割**を果たしている。

固定通信サービス

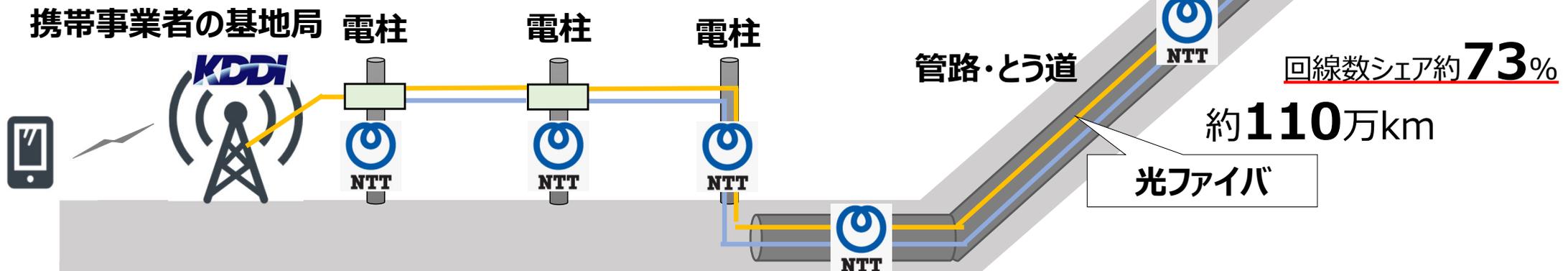
約**1,190**万本



移動通信サービス

約**100**万km

回線数シェア約**93%**



1. 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方（NTTの在り方等の関係）

- 2020年のNTT法等改正法の3年後見直し規定に基づき、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方を検討するため、**2023年8月**、情報通信審議会に諮問。**2024年2月**に第一次答申（「速やかに実施すべき事項」と「今後更に検討を深めていくべき事項」を整理）、**2025年2月**に最終答申。

第1ステップ

速やかに
実施すべき事項

- ・ 研究開発に関する責務の廃止
- ・ 外国人役員規制の緩和
- ・ 役員選解任認可の緩和 等

第一次答申を踏まえ、

改正NTT法で措置

2024年4月成立（同月施行）

第2ステップ

今後更に検討を
深めていくべき事項

1. **ユニバーサルサービスの確保**
2. **公正競争の確保**
3. **国際競争力の確保**
4. **経済安全保障の確保**
5. **NTTに関する規律の担保措置等**

検討規定（改正NTT法）

NTTに係る制度の在り方について検討を加え、令和7年の常会を目途に法案提出

最終答申を踏まえ、

今回の改正法で措置

2. 電気通信番号制度の見直し

- 特殊詐欺等への電話番号の悪用が増加する状況に対応し、**電話番号の犯罪利用対策**を検討するため、**2024年5月**、情報通信審議会に諮問。**2024年11月**に答申。

我が国の情報通信産業の国際競争力の強化を図るため、NTT持株・NTT東西について、**研究に係る責務の廃止、外国人役員に関する規制の緩和**等の措置を講ずる。

改正内容

- ① 「**研究の推進責務**」及び「**研究成果の普及責務**」を**廃止**し、研究開発の自律性を高める。
- ② 「**外国人役員に関する規制**」について、外国人役員を一切認めない規制から、外国人の**代表取締役への就任**や外国人が**役員**の**1/3以上を占めることを禁止**する規制に**緩和**する。
- ③ 「**役員選解任**」の決議に係る「**認可**」を**事後届出**に**緩和**する。
- ④ 「**剰余金処分**」の決議に係る「**認可**」を**廃止**する。
- ⑤ 「**会社名 (商号) ***」の**変更**を**できる**ようにする。

※ NTT持株：日本電信電話株式会社、NTT東日本：東日本電信電話株式会社、NTT西日本：西日本電信電話株式会社

施行期日

令和6年4月25日 (公布の日 (4月24日) の翌日)

検討規定

令和七年の常会を目途とした**法案提出**に関することを規定

1. **ユニバーサルサービス** の確保の在り方

- 誰もが取り残されずに「ブロードバンド」が利用できる環境を整備
- メタル回線の縮退を見据えて「電話」が全国であまなく利用できる環境を効率的に確保

2. **公正競争** の確保の在り方

- 技術の進展等を踏まえてNTT東西の経営の自由度を向上（業務範囲）
- 我が国の通信全体を支えるNTTの通信インフラの適切な設置・維持を確保等

3. **国際競争力** の強化の在り方

- グローバル市場の獲得に向けた官民による戦略的・総合的な取組

4. **経済安全保障** の確保の在り方

- 外資総量規制と個別投資審査の両輪によるNTTの経営から外国の影響力を排除

5. **NTTに関する担保措置等** の在り方

- NTTの業務・責務の適切な履行を担保

基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、NTT東西の業務の範囲を見直す等の措置を講ずる。

1. ユニバーサルサービスの確保

- NTTの電話のあまねく提供責務を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数事業者が連携して全国をカバーする最終保障提供責務※を設ける。

※責務の担い手は、指定事業者（申請により指定を受けて交付金を受ける者）がいる地域では指定事業者、指定事業者がいない地域ではNTT東西

（あまねく提供責務：他事業者の提供地域を含め、全国あまねく提供する責務
最終保障提供責務：誰も提供していない地域でのみ、提供する責務）

2. NTT東西の業務範囲規律の見直し

- NTT東西の県域業務規制（本来業務を県内通信を扱う業務に限定）は撤廃するなど、業務範囲の規制を緩和する。

3. 通信インフラの維持・確保

- NTT東西の線路敷設基盤（電柱・管路等）の譲渡等を認可対象とする。
- インフラシェアリング事業者※について、適正・公平な利用等を担保した上で、公益事業特権（土地等の使用に係る権利）を付与する。

※基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者

4. 電気通信番号制度の見直し

- 番号使用計画の認定の欠格事由に特殊詐欺犯（詐欺罪等）を追加する。

電話のユニバーサルサービス (第一号基礎的電気通信役務)

固定電話  公衆電話  緊急通報 
(110,118,119)

 ※携帯電話等は、ユニバーサルサービスではない。

- 契約約款の届出義務
- 役務提供義務
- 技術基準適合維持義務

携帯電話事業者  固定電話事業者  IP電話事業者 

第一種適格電気通信事業者
NTT東日本及びNTT西日本を指定

63.7億円
(令和6年度認可)

NTT持株、NTT東日本、NTT西日本

※サービス提供は、NTT東日本、NTT西日本が実施

ブロードバンドのユニバーサルサービス (第二号基礎的電気通信役務)

ブロードバンドサービス
(FTTH、CATVインターネット(HFC方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)※) 

※固定通信サービス向けに専用の無線回線(例：地域BWAやローカル5G)を用いて提供するもの。

- 契約約款の届出義務※1, ※2
 - 役務提供義務
 - 技術基準適合維持義務
- ※1 契約数が30万を超える事業者
※2 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可能

固定ブロードバンドサービス事業者  モバイルブロードバンドサービス事業者 

第二種適格電気通信事業者
NTT東日本、NTT西日本及びZTVを指定

令和8年度までに交付金の運用を開始する
新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版
(令和6年6月21日 閣議決定)

なし

該当するサービス

ユニバ提供事業者に対する業務規律

負担事業者

支援対象事業者

交付金

ユニバ提供の責務

- NTTの電話の「あまねく提供責務」を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数の事業者が連携してカバーする「最終保障提供責務」を創設する。

現在

NTTが他事業者がいる地域でも提供責務を負う
「あまねく提供責務」

電話



見直し後

複数の事業者が連携してカバーし、
NTTが他事業者がない地域のみ提供責務を負う
「最終保障提供責務」



NTTを含め、
提供責務を負う事業者はいない

ブロード
バンド

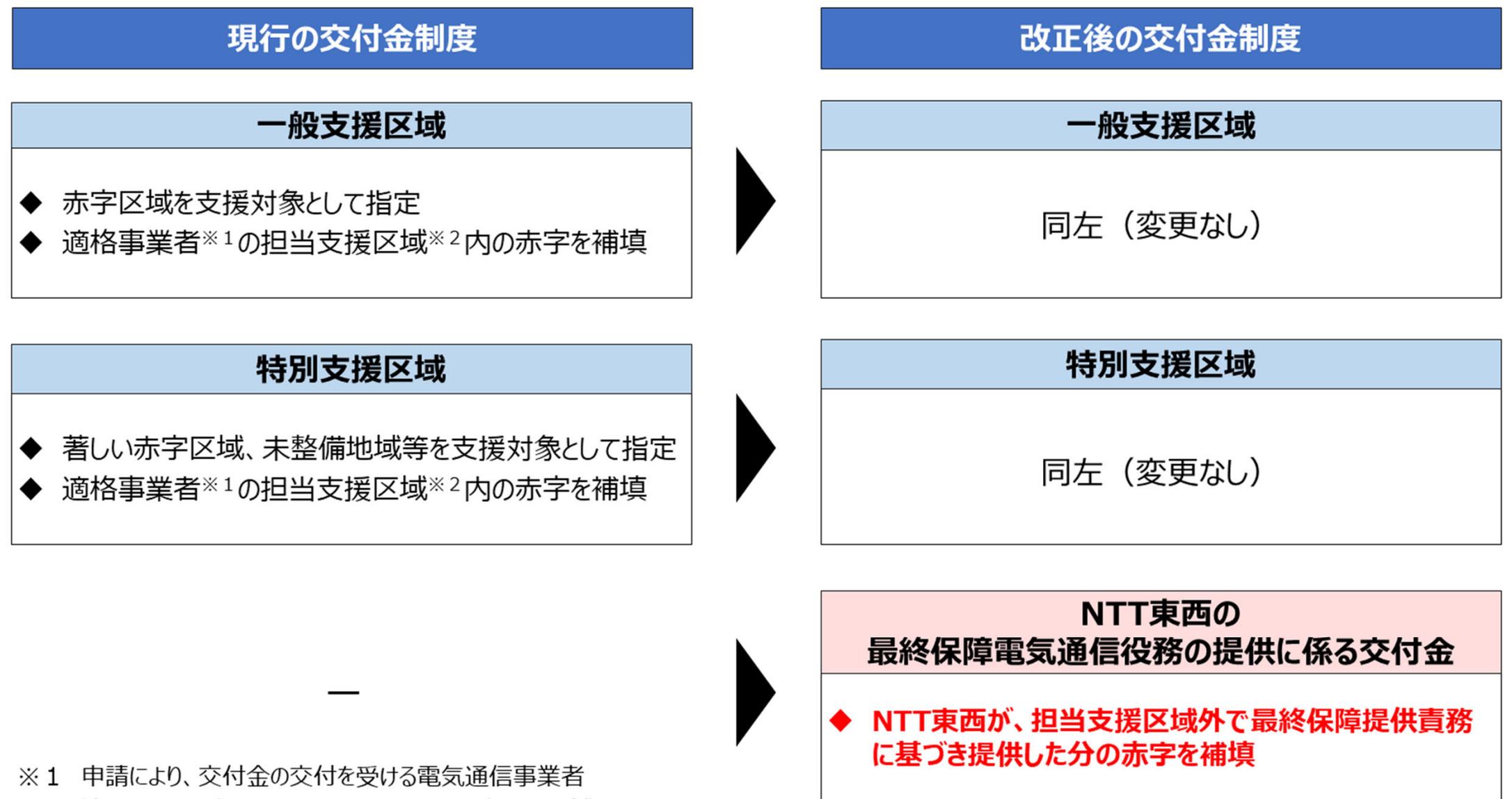


複数の事業者が連携してカバーし、
NTTが他事業者がない地域のみ提供責務を負う
「最終保障提供責務」

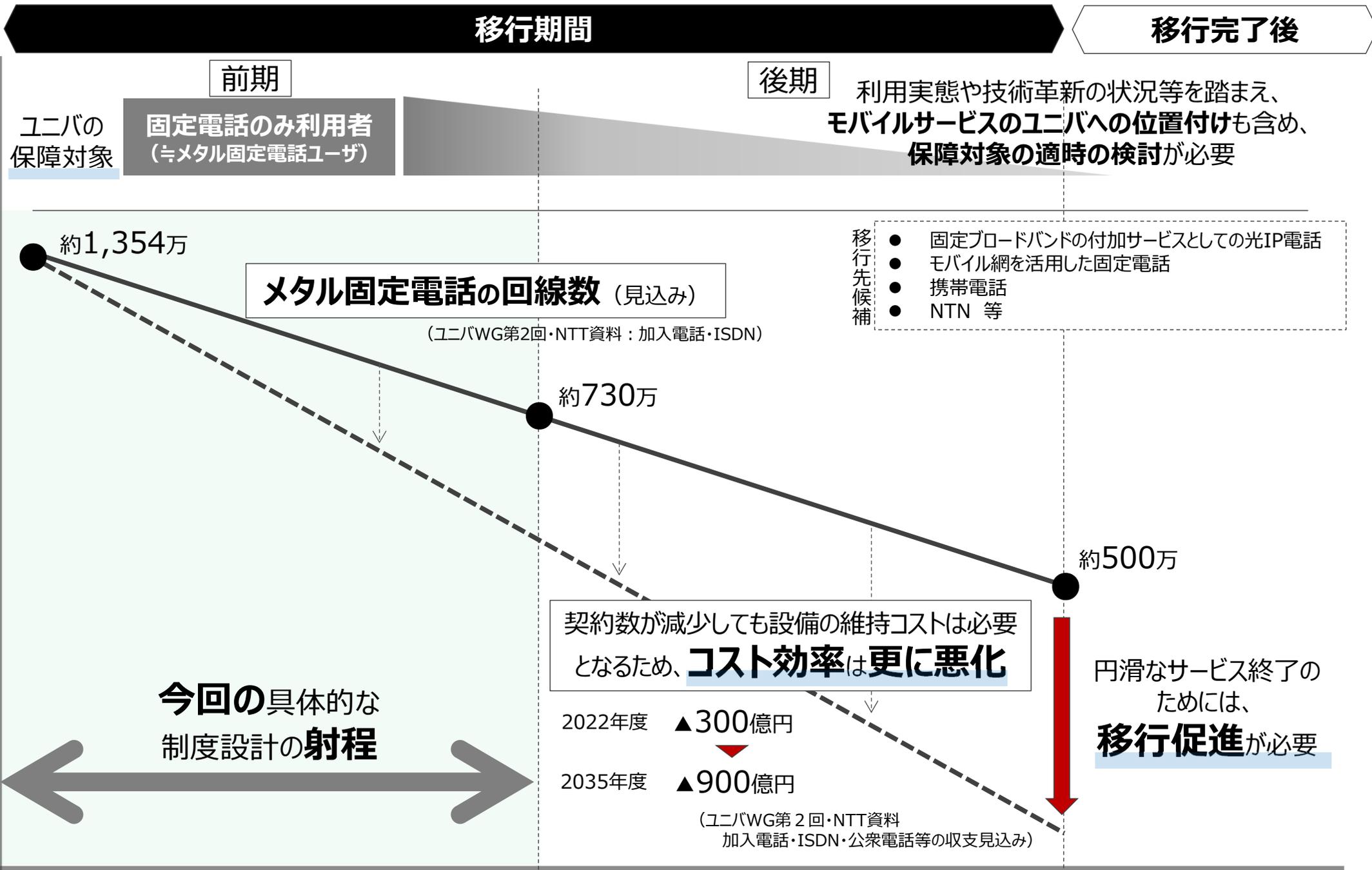


※最終保障提供責務に基づき提供される電気通信役務の提供場所の近隣の電気通信事業者は、当該電気通信役務の円滑な提供に必要な協力をする義務を負う。この協力に関する協定等の締結を申し入れたにもかかわらず、協議に応じないとき等は、あっせん・仲裁等の対象となる。

- 現行の**一般支援区域**（赤字区域）及び**特別支援区域**（著しい赤字区域、未整備地域等）における**交付金制度**に加えて、**最終保障電気通信役務の提供に係る交付金制度**を創設する。

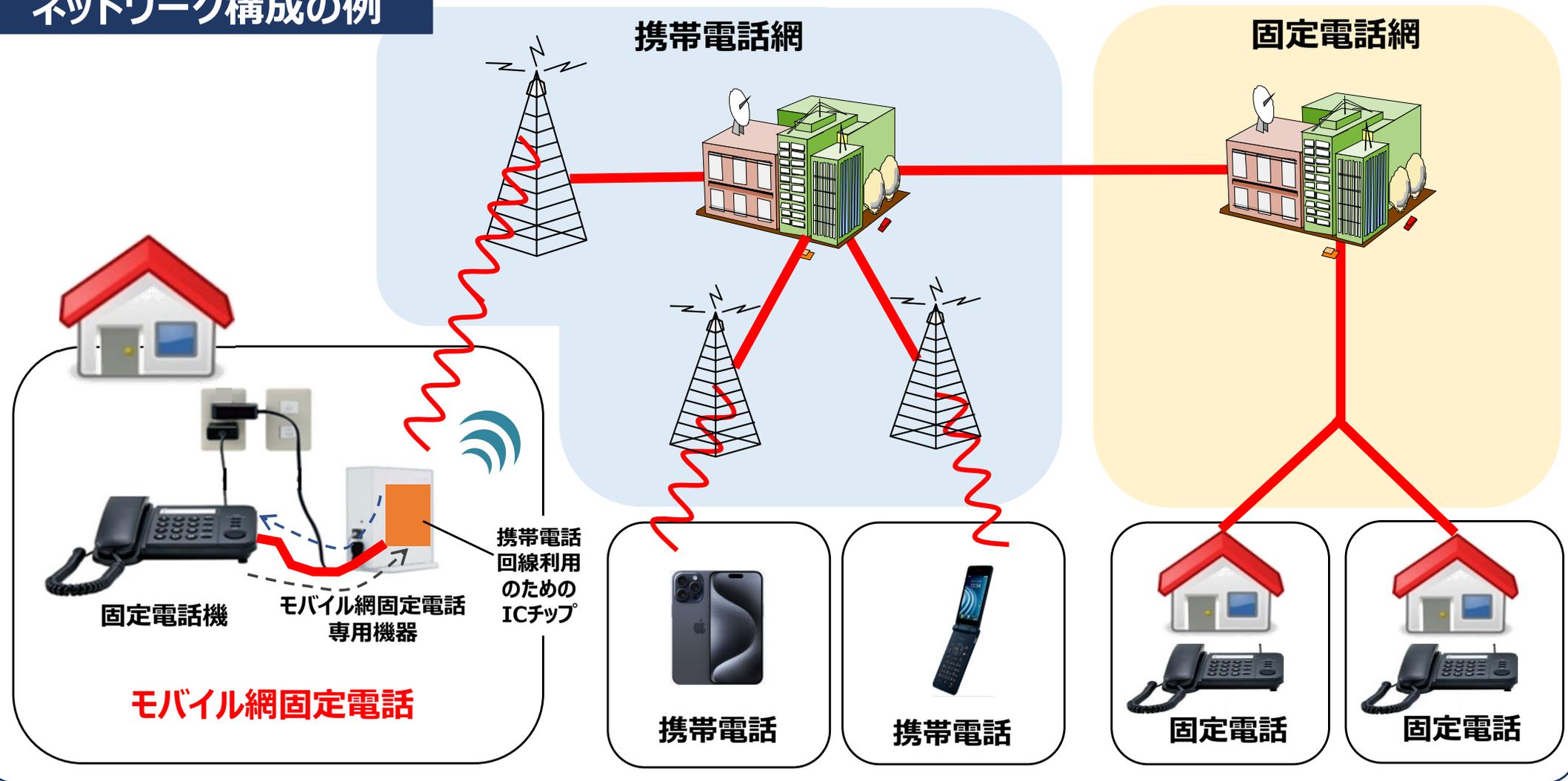


※1 申請により、交付金の交付を受ける電気通信事業者
 ※2 適格事業者が交付金の交付を受けることができる区域



■ モバイル網固定電話とは、**モバイル網（携帯電話網）**により提供される**固定電話**であり、現在、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクによって、**NTT東西の固定電話より低廉な料金**で提供されている。

ネットワーク構成の例

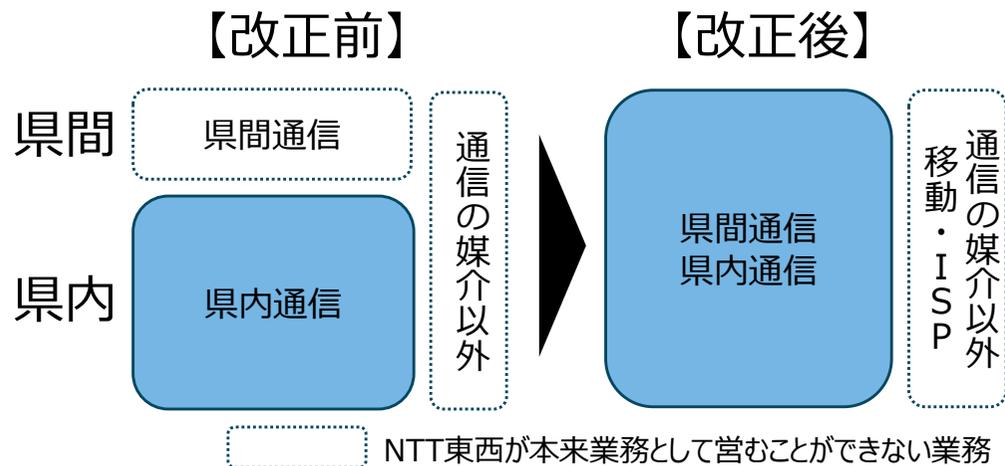


- **ブロードバンド・IP化の進展**により、NTT東西に対する**県域業務規制**が前提としていた**距離別の料金・サービスの提供によらない市場構造に変化し、県内業務と県間業務を区別する競争政策上の意義が希薄化。**
- **活用業務の類型化**が進む中、その**実施要件**（「本来業務の円滑な遂行」と「電気通信事業の公正競争の確保」に支障がないこと）は**維持しつつ、経営自由度の向上を図る観点から、手続の簡素化・効率化を図ることが必要。**



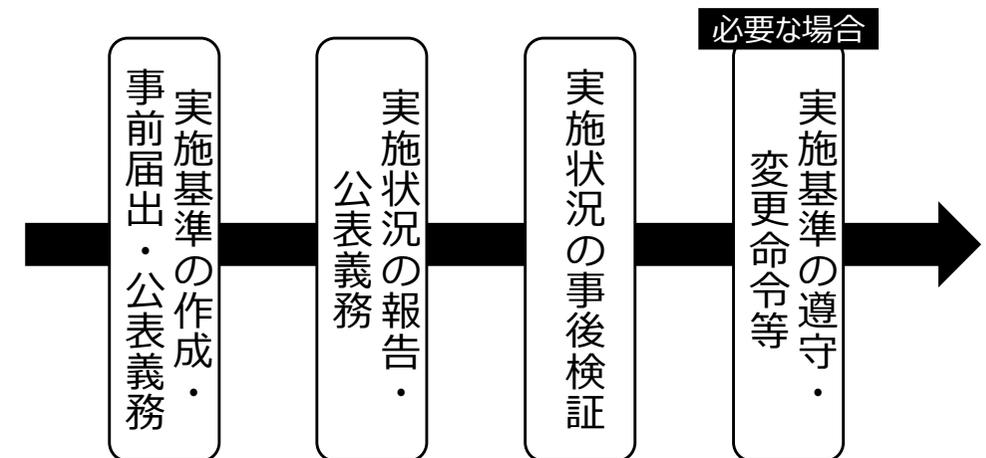
県域業務規制の撤廃

- **本来業務**について、**県域業務規制を撤廃**
- ただし、**移動通信、ISPの公正競争の確保に支障のある業務は、実施を認めないことを明確化**



活用業務の手続の簡素化・効率化

- **活用業務**について、個別業務ごとの**事前届出制から、実施基準に従って営むことができるよう緩和**
- 活用業務の実施状況については、**事後検証を実施**



- NTT東西の業務範囲規制の緩和等による**公正競争上の弊害を抑止するセーフガード措置**として、**累次の公正競争条件**（在籍出向、不公平な条件での取引の禁止等）の**法定化**や、**グループ内の大規模事業者との合併等審査**等の規定を整備。
- あわせて、これらを含む公正競争の確保に関する規律の遵守状況等の**事後検証を法定化**。

特定の事業者との間の在籍出向の禁止

役員兼任の禁止に加え、
固定通信の市場支配的事業者※¹と
特定の事業者※²との間の**在籍出向を禁止**

特定の事業者との有利な条件での取引の禁止

固定通信の市場支配的事業者※¹と特定の事業者
との間の電気通信業務に関する取引について、
通常の状態に比して有利な条件で行うことを禁止

卸関連情報の目的外利用・提供の禁止

接続関連情報に加え、
市場支配的事業者※¹による
卸関連情報の目的外利用・提供を禁止

グループ内の大規模事業者との合併等審査

市場支配的事業者※¹がグループ内の大規模事業者
と合併等をした場合は、**登録の更新を要することとし、
公正競争の確保の観点から審査**

※¹ 固定通信：NTT東西、移動通信：NTTドコモ

※² 市場支配的事業者と密接な関連にある事業者として指定された者：NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ

事後検証の実施

毎年、**規制の遵守状況や競争状況**について、有識者の意見を聴きながら**検証**

電気通信事業の認定（電気通信事業法第117条）

- 電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む者又は営もうとする者は、「公益事業特権」の付与を受けるため、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について認定を受けることができる※（第117条）。

※ 主な認定電気通信事業者：NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、JCOM、エネコム等

- 「公益事業特権」の付与に伴い、認定電気通信事業者は、事業開始の義務（第120条）、役務の提供義務（第121条）、事業年度ごとの会計報告（報告規則第6条）等の義務も同時に課される。

認定電気通信事業者数の内訳

登録電気通信事業者	221
届出電気通信事業者	60
計	281

（令和7年4月30日時点）

「公益事業特権」の付与

- 認定電気通信事業者は、線路等を設置するため、電気通信事業法上、以下のような特権を付与される。
 - ・ **他人の土地等の使用権の簡易な手続による設定**※（第128条）
 - ・ 土地の所有者等との協議が不調又は不能の場合、総務大臣に対する**裁定**申請※（第129条）
 - ・ 線路に関する工事等のため、**他人の土地等の一時的使用**（第133条）
 - ・ 線路に関する測量及び実地調査等のため、**他人の土地への立入り及び通行**（第134条、第135条）
 - ・ 植物が線路に障害を及ぼす場合の**植物の伐採**（第136条）
 - ・ **公用水面に水底線路を敷設する場合の届出**等の手続（第140条）
 - ・ **水底線路の保護区域の設定**等（第141条、第143条）

※ 土地の使用権の設定に関する協議の認可や裁定は、紛争処理委員会への諮問事項

インフラシェアリング事業の例

- JTOWER等が、**インフラシェアリング事業**（鉄塔等について、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者（NTTドコモ等）に貸し出す事業）を営んでいる。

当社タワー事業

カーブアウト



- ✓ 通信事業者が保有する既存鉄塔を取得し、インフラシェアリングに活用
- ✓ NTTドコモ、NTT東西と基本契約を締結、合計通信鉄塔7,761本を移管中

日本全国の地方、郊外エリアに立地し、
高さは約20m～80m超

JTOWER

新設（ルーラルタワーシェアリング）



- ✓ ルーラルエリアにおいて、当社がタワーを新設し、インフラシェアリングを推進
- ✓ 累計約150本の建設が概ね完了、100本超において、携帯電話エリア整備事業（補助率2/3）を活用

地方エリアに立地し、高さは約15m

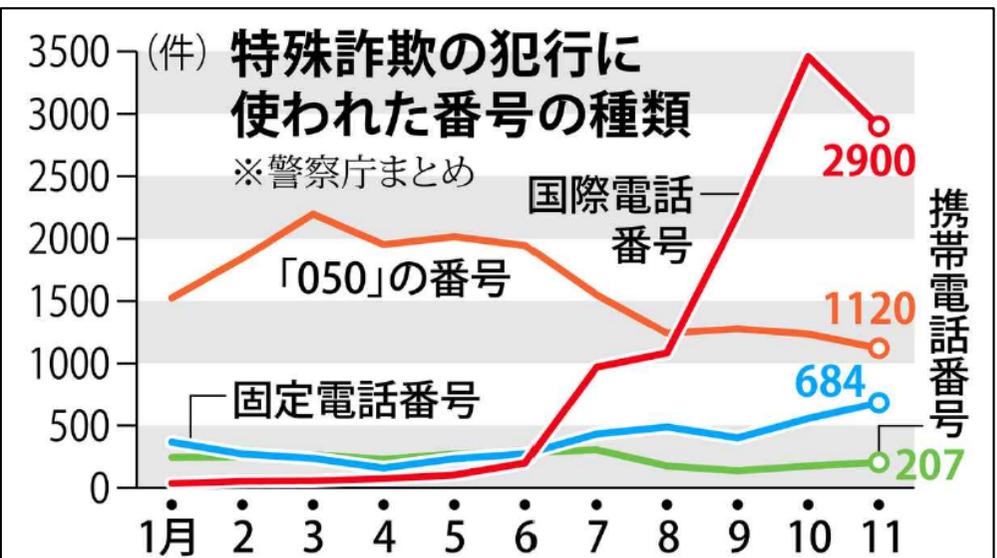
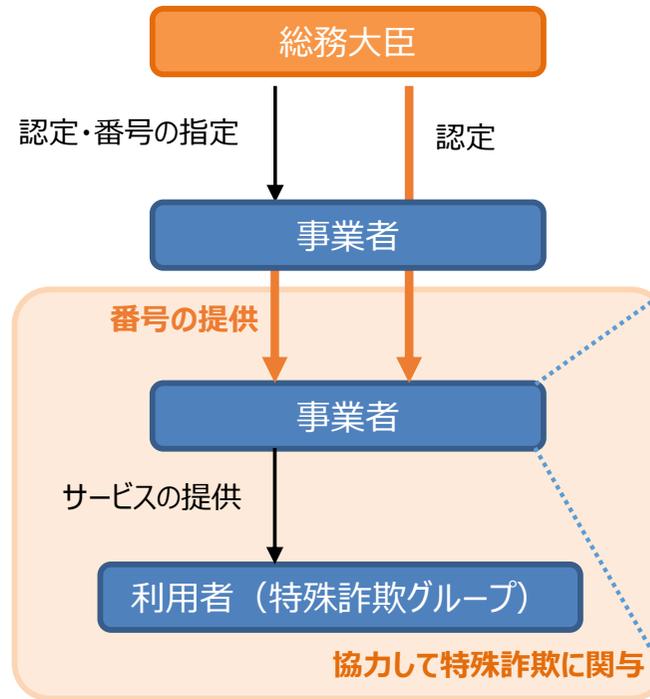
- **インフラシェアリング事業**（鉄塔等を回線設置事業者の回線設置事業の用に供する事業）を営む者が、**総務大臣の認定を受けた場合は、電気通信事業法上の公益事業特権を付与**することとする。
- インフラシェアリング事業者への公益事業特権の適用に当たっては、①インフラシェアリング事業者の鉄塔等が**回線設置事業者の回線設置事業の用に供されること**、②当該鉄塔等が**多くの回線設置事業者に対して適正・公平に貸し出されること**を確保するための規律を設けることとする。

	認定インフラシェアリング事業者に係る規律	認定電気通信事業者に係る規律
認定の審査	<ul style="list-style-type: none"> ● 経理的基礎・技術的基礎の十分性 ● 事業計画の確実性・合理性 ● 回線設置事業者による利用の確実性 ※鉄塔等を使用させる相手方との契約書を提出 ● インフラシェアリング事業の適正性 ※業務規程を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ● 経理的基礎・技術的基礎の十分性 ● 事業計画の確実性・合理性
事業の開始義務	<ul style="list-style-type: none"> ● インフラシェアリング事業者による鉄塔等の貸出しの開始に加え、鉄塔等を利用する回線設置事業者による回線設置事業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信事業の開始
事業の休廃止	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前届出 ※休廃止には、回線設置事業者が鉄塔等を利用しなくなったときを含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事後届出
役務提供義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄塔等の貸出し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信役務の提供
業務改善命令	<ul style="list-style-type: none"> ● 不当な差別的取扱いの禁止 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不当な差別的取扱いの禁止 等
承継	<ul style="list-style-type: none"> ● 認可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認可
あつせん・仲裁、裁定	<ul style="list-style-type: none"> ● 回線設置事業者が鉄塔等の使用に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず協議に応じないとき ● 土地の所有者等が使用権の設定に関する協議に応じないとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信事業者が接続協定の締結を申し入れたにもかかわらず協議に応じないとき ● 土地の所有者等が使用権の設定に関する協議に応じないとき

電気通信番号の特殊詐欺への利用状況

- 特殊詐欺は増加傾向にあり、令和6年の認知件数21,043件、被害額717.6億円。
- 特殊詐欺で用いられる欺罔手段は8割近くが電話であり、利用される番号の種類は経年で変動。
- 典型例は、総務大臣から認定を受け、他の事業者から番号の提供を受けて番号が使用可能になった事業者が、番号を特殊詐欺グループに提供し、特殊詐欺グループがその番号を使って電話口で詐欺を実行するケース。
- このため、事業者が番号の利用が可能となる段階で、番号の適正な管理の観点から番号制度の見直しを行い、番号の特殊詐欺への利用を排除することが必要。

【番号が特殊詐欺に利用される典型的な例】



<出典>
「国際電話番号からの特殊詐欺、昨年最多に アプリ悪用か 警察が注意呼びかけ -」
(令和6年1月12日 産経新聞)

電気通信番号制度の見直し

(電気通信事業法第50条の2から第50条の13まで)

欠格事由の追加

- 現行の認定の欠格事由に、特殊詐欺として主に検挙されている刑法犯(※)を追加

(※)詐欺、電子計算機使用詐欺等

- さらに、認定の取消しを受けて2年を経過しない者も追加

○現行の欠格事由(電気通信事業法第50条の3)

- ・ 電気通信事業法等による刑から2年を経過しない者
- ・ 第14条の登録の取消から2年を経過しない者
- ・ 役員が上記に該当した場合

効果

- 特殊詐欺に関与した事業者を予め認定から排除可能
- 認定した後に事業者が特殊詐欺に関与した場合、ただちに認定の取消が可能
(欠格事由は認定の取消事由であるため)
- 取組の義務違反により認定が取り消されたような事業者を予め排除可能

事業者への義務付け

- 事業者が他の事業者番号提供を行う場合に一定の取組を行うことを新たに義務付け

義務の内容

- ① 番号の提供先が番号使用計画の認定を受けているか確認すること
- ② 番号の提供先の役務の継続性を確認すること

義務の対象

- 固定電話番号
- 音声伝送携帯電話番号(060/070/080/090)
- 特定IP電話番号(050)

効果

- 認定を受けていない事業者に対する番号の流通の防止が可能
- 特殊詐欺を企図した刹那的な事業者※への大量の番号提供の防止が可能
※闇バイト等で名義貸して認定を受けているケース
- 取組の義務違反があった場合、司法判断を待つことなく、認定の取消が可能

- このほか、認定申請時の誓約書の提出等を義務付け

○認定の取消事由(電気通信事業法第50条の9)

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき
- 二 不正の手段により第五十条の二第一項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたとき
- 三 欠格事由(第50条の3各号)のいずれかに該当するに至ったとき
- 四 適合命令(第51条)に違反したとき